

令和 8 年 5 月 21 日
石 川 県
金 沢 地 方 気 象 台

「令和 6 年能登半島地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準見直しについて

石川県で土砂災害警戒情報の暫定基準を運用している一部の市町について、令和 8 年 5 月 28 日（木）13 時（予備日令和 8 年 6 月 4 日 13 時）より暫定基準を変更または廃止します。

石川県と金沢地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準については、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分頃に発生した石川県能登地方の地震による地盤の緩みを考慮し、4 市町で通常基準の 7 割、2 市町で通常基準の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況及び降雨の状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、令和 7 年出水期を経て改めて暫定基準について検討した結果、下記の市町について、令和 8 年 5 月 28 日（木）13 時（予備日令和 8 年 6 月 4 日 13 時）より土砂災害警戒情報の暫定基準を変更または廃止します。

なお、同日以降、新たな防災気象情報^{※1}を提供することに伴い、見直し後の暫定基準をレベル 4 土砂災害危険警報の発表基準に適用します。土砂キキクル^{※2}についても、見直し後の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

今後も地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※1 新たな防災気象情報の運用開始について

https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/14b/20260414_taikeiseiri.html

※2 土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

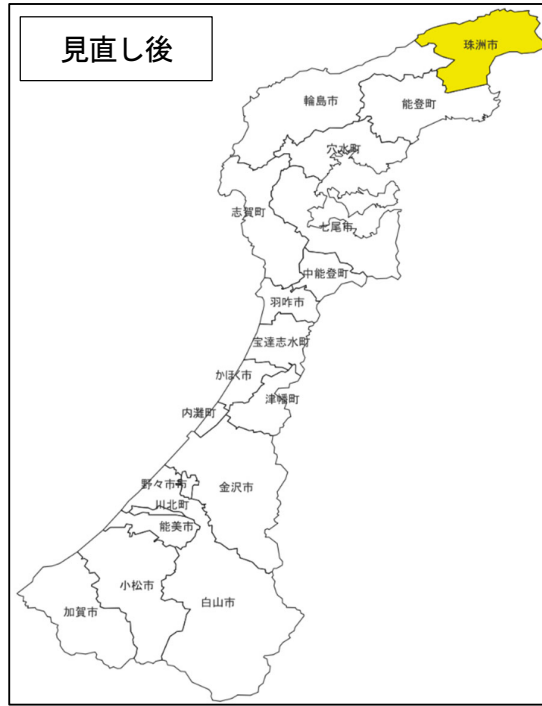
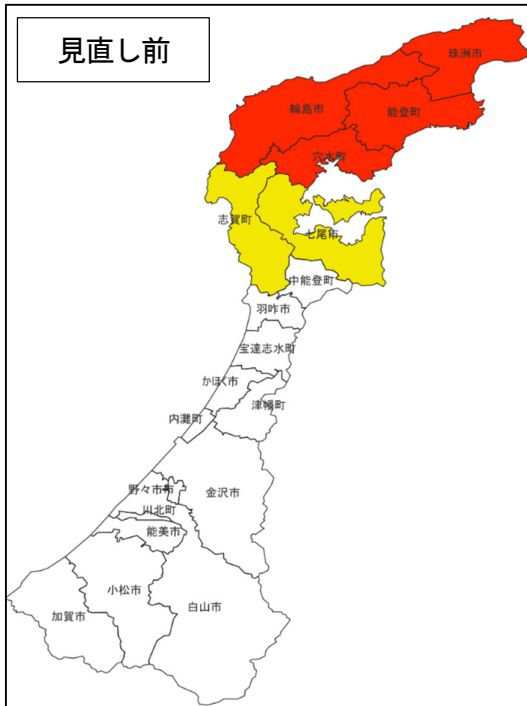
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

記

- 1 暫定基準を変更する市町
珠洲市
- 2 暫定基準を廃止する市町
輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市

※見直し前後の暫定基準については別紙参照

問合せ先：金沢地方気象台 担当 山本・花棚
電話 076-260-1462
石川県 砂防課 担当 奥西・中川
電話 076-225-1751 FAX 076-225-1752



土砂災害警戒情報の基準を通常基準の7割で運用する市町

土砂災害警戒情報の基準を通常基準の8割で運用する市町

土砂災害警戒情報の基準を通常基準で運用する市町